

7 経営革新等支援資金

項目	融資条件等							
融資対象者	<p>次の(1)～(22)のいずれかに該当する者</p> <p>【産業振興関連】</p> <p>(1) 経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>(2) 経営力向上計画の承認を受けた者</p> <p>(3) 産業振興ビジョンに係る支援事業（別表5）の採択を受けた者</p> <p>(4) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者</p> <p>(5) 県起業化支援センターから株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者</p> <p>(6) 先端設備等導入計画の認定を受けた者</p> <p>(7) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</p> <p>(8) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者</p> <p>(9) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者</p> <p>(10) フードバレー構想に沿った事業を行う者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県南地域において①～③の事業を実施する者。</p> <p>イ 県南地域の事業者と共同して②～③の事業を実施する者</p> <p>ウ 県南地域の農林水産物を活用して②～③の事業を実施する者。</p> <p>① 農林水産物を活用した製品の生産・加工施設の整備</p> <p>② 農林水産物を活用した商品開発</p> <p>③ 農林水産物を活用した加工品の販路開拓</p> <p>(11) 海外でビジネス展開を図ろうとする者</p> <p>(12) 建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行う者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行う者</p> <p>(13) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者</p> <p>【環境対策関連】</p> <p>(14) 再生可能エネルギー又は省エネルギー施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者</p> <p>(15) 電気自動車又は燃料電池自動車を導入する者、電気自動車用充電施設又は燃料電池自動車用水素ステーションを設置する者及びこれら設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者</p> <p>(16) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく次の計画を実施する者</p> <p>ア 事業活動温暖化対策計画</p> <p>イ エコ通勤環境配慮計画</p> <p>ウ 建築物環境配慮計画（建築物の環境性能評価の格付けがB+以上の者）</p> <p>【職場環境整備等関連】</p> <p>(17) 熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者</p> <p>(18) 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」（子育てサポート企業）の認定を受けた者で、新たに一般事業主行動計画の策定を所管の労働局に届け出、当該計画を実施する者</p> <p>(19) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を所管の労働局に届け出、当該計画を実施する従業員100人以下の事業者で、県の「子育て従業員応援団」に登録している者</p> <p>(20) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者</p> <p>【災害対策関連】</p> <p>(21) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者</p> <p>【その他】</p> <p>(22) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者</p>							
資金使途	該当事業を推進するため必要となる設備資金又は運転資金							
融資限度額	1企業	設備	5,000万円	1組合	設備	1億円	貸付方法	証書貸付
		運転	2,500万円			運転	5,000万円	返済方法

融資期間	融資対象者 (3)～(8)、(10) ～(22)	設備	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)						
		運転	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)						
	融資対象者 (1)(2)(9)	設備	1年以上 7年以内(うち据置期間1年以内)						
		運転	1年以上 5年以内(うち据置期間1年以内)						
融資利率	固定 年1.90%以内 ※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。								
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	融資対象者(3)～(6)、(8)、(10)～(22)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%
	融資対象(1)(2)(9)			融資対象者(7)					
	0.77%			0.72%					
※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合(融資対象者(1)(2)(7)(9)を除く) ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合									
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								

別表5 (産業振興ビジョンに係る支援事業)

	事業名等	所管課	対象期間
①	インキュベーション施設運営管理事業(くまもと大学連携インキュベータ・夢挑戦プラザ入居企業)	産業支援課	施設に入居している期間
②	リーディング企業創出事業	産業支援課	認定を受けている期間